

質問に対する回答書

工事等番号 令和3年度建整特補第1号
工事等件名 上浜町大谷町第1号線道路改良工事

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

設計図書等の ページ箇所	質問内容	回答
	令和4年3月からJR工事が着手予定で、工事用道路としてNo.1+10.0m付近より使用しますが、先行して今回の津市様施工工事を完成させると、建設機械等の出入りにより損傷する恐れがあります。どのような工程をお考えでしょうか。ご教示願います。	本工事にて完成させた車道を進入路として使用されるものと考えております。
	前年度、他業者施工のNo.1付近に、電柱の支障により歩車道境界ブロックの未施工部分があります。今後、どのような対応になるのでしょうか。ご教示願います。	占有者にて復旧済みです。
	JR電気区施工途中のケーブル埋設工事や既設電気施設関係の未撤去箇所があります。今回の津市様施工工事の支障にならないでしょうか。また、JRとの確認及び調整は実施済みでしょうか。ご教示願います	本工事の支障とならないよう調整済みです。
	営業線近接部分施工時の列車見張員の計上ですが、設計上「2人/日当り」になっていますが、JR列車見張員配置表によると、近接施工時は「3人/日当り」の計上が必要と思われます。増員が必要になった場合のご対応について、ご教示願います。	特記仕様書に記載のとおり着手前の鉄道事業者との施工協議により必要と判断した場合には協議の対象とします。

	<p>営業線近接施工時は、営業線保安関係標準仕方書に則り、列車近接時の作業の一時中断が必要になります。(営業線近接部【線路施工基面から5m範囲】に重機転倒等支障の可能性がある場合) 営業線近接範囲の施工歩掛には時間的制約等の補正が必要となります。どのようにお考えでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>特記仕様書に記載のとおり時間的制約はないものと考えておりますが、着手前の鉄道事業者との施工協議により必要と判断した場合には協議の対象とします。</p>
	<p>市場単価工種に時間的制約や施工規模補正が施されていませんが、必要はないのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>特記仕様書に記載のとおり時間的制約はないものと考えておりますが、着手前の鉄道事業者との施工協議により必要と判断した場合には協議の対象とします。</p> <p>また、施工規模については、三重県が制定している積算基準に基づき施工規模に対する加算率を計上しております。</p>